

西東京市
環境基本計画の見直し
(中間のまとめ)

(案)

平成 20 年 3 月
西東京市環境審議会

目 次

1	西東京市環境基本計画とは.....	1
1.1	役割	1
1.2	計画期間.....	1
1.3	対象範囲.....	1
1.4	施策の方向性	2
2	見直しの必要性和スケジュール	3
2.1	見直しの必要性.....	3
2.1.1	西東京市を取り巻く環境の変化.....	3
2.1.2	市民の関心・満足度の変化	4
	(1) 市が優先的に解決すべき課題	4
	(2) 環境に対する満足度	5
2.2	見直しのスケジュール.....	7
3	見直しに当たっての基本方針	8
3.1	基本的な考え方.....	8
3.2	基本方針と施策の方向性.....	8
3.3	重点プロジェクト	8
3.4	計画の推進・進行管理	8
4	西東京市におけるこれまでの取り組みと見直しの方向性	9
4.1	基本方針別の施策の展開状況と見直しの方向性.....	9
4.1.1	(基本方針 1) 良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす	9
	(1) 施策の方向性と状況	9
	(2) 指標及び数値目標の達成状況	10
	(3) 見直しの方向性.....	11
	(4) 指標・数値目標の見直し.....	11
4.1.2	(基本方針 2) 都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる	11
	(1) 施策の方向性と状況	11
	(2) 指標及び数値目標の達成状況	12
	(3) 見直しの方向性.....	13
	(4) 指標・数値目標の見直し.....	13
4.1.3	(基本方針 3) 生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する	14
	(1) 施策の方向性と状況	14
	(2) 数値目標及び指標の達成状況	15
	(3) 見直しの方向性.....	16
	(4) 指標・数値目標の見直し.....	17
4.1.4	(基本方針 4) みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、こ	

れを将来の世代に引き継ぐ	18
(1) 施策の方向性と状況	18
(2) 指標及び数値目標の達成状況	19
(3) 見直しの方向性.....	19
(4) 指標・数値目標の見直し.....	19
4.2 重点プロジェクトの取り組み状況と見直しの方向性	20
4.2.1 重点プロジェクトの位置づけ.....	20
4.2.2 重点プロジェクトの取り組み状況	20
(1) 重点1 みどりに囲まれて豊かに暮らそう	20
(2) 重点2 環境にやさしい取り組みを進めよう	21
(3) 重点3 ごみ資源化を進め、ごみを減量させよう	24
(4) 重点4 「身近で育てて食べられるみどり」をふやそう	25
(5) 重点5 環境保全活動を推進しよう	27
4.2.3 重点プロジェクトの見直しの方向性	28
(1) 体系の見直し	28
(2) 重点プロジェクトの内容の見直し	29
4.3 計画の推進・進行管理の見直しの方向性.....	34
4.3.1 計画の推進と進行管理のための体制	34
(1) 推進体制の方向性と状況.....	34
(2) 見直しの方向性.....	34
4.3.2 進行管理の手法.....	35
(1) 進行管理手法の方向性と状況	35
(2) 見直しの方向性.....	35

1 西東京市環境基本計画とは

1.1 役割

西東京市環境基本計画は、「西東京市環境基本条例」に基づき策定されるもので、以下の役割を持っています。

- ◆ 西東京市の目指す環境像を示すとともに、それを実現するための目標及び基本方針を示す。
- ◆ 地域の住民、事業者、民間団体、行政機関などの協働により、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造するため、それぞれの行動についての指針と連携に関する取り組みを示す。
- ◆ 「西東京市基本構想・基本計画」の理念を環境の視点から実現するための基本的な計画として位置づけられ、他の計画策定や事業の実施に際して、環境保全に係る施策・事業の展開や環境保全上の配慮を求める。
- ◆ 地球的規模及び地域における環境の諸課題を克服するために、取り組むべき課題と取り組みの体系を示す。
- ◆ 西東京市が国や東京都、他区市町村と連携をとりつつすすめる環境保全に関する施策の大綱を示す。

1.2 計画期間

計画の期間は、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間で、平成 20 年度までに中間の見直し（改定）を行うことになっています。

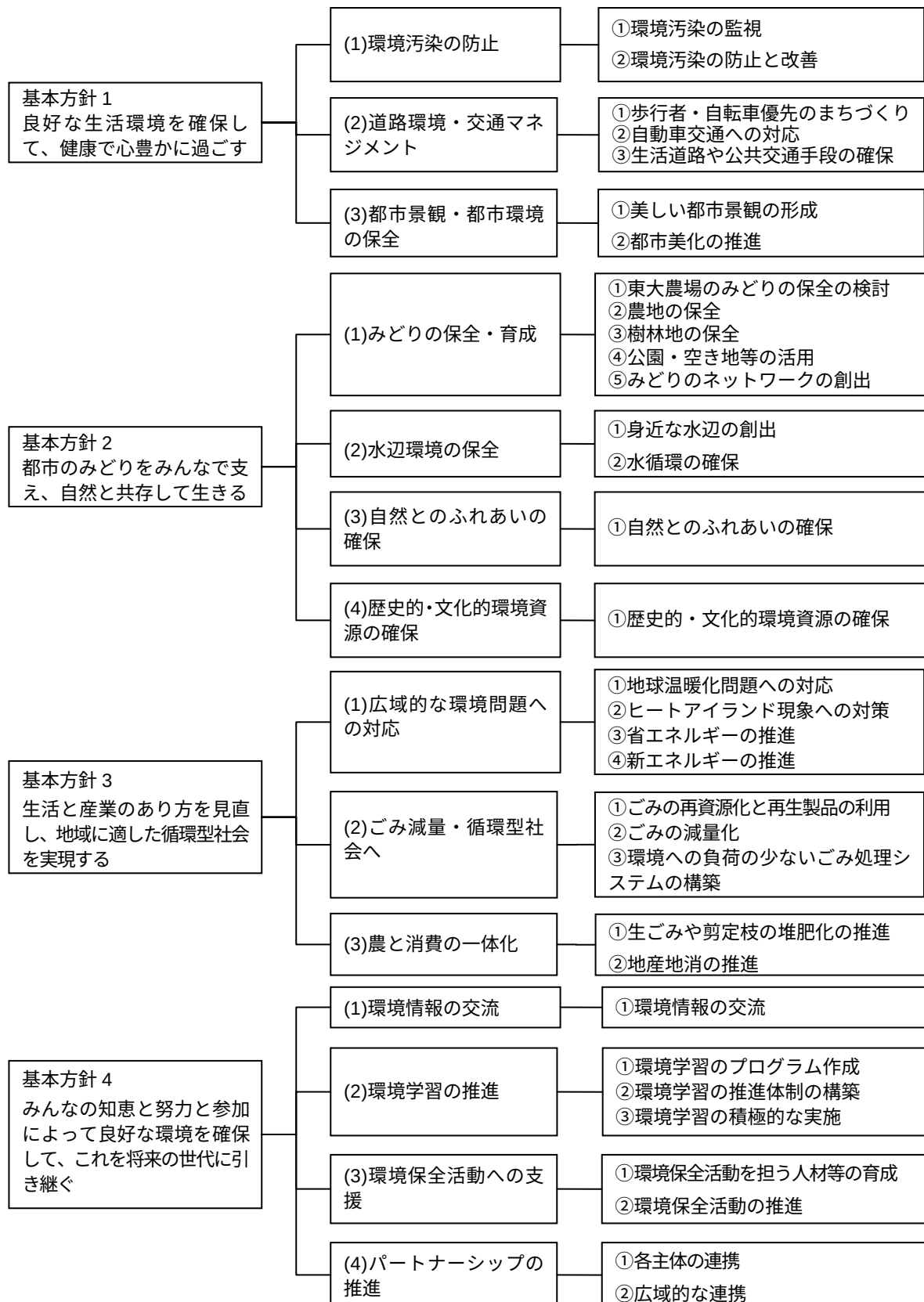
1.3 対象範囲

西東京市環境基本条例第 3 条の基本理念に基づき、環境の目標としての将来像を定め、将来像を実現するために必要な取り組み全てを計画の対象範囲とすることになっています。

環境基本条例（抜粋） （基本理念）

- 第 3 条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

1.4 施策の方向性



2 見直しの必要性和スケジュール

2.1 見直しの必要性

西東京市では、平成 16 年 3 月に環境基本計画を策定し、持続可能な循環型社会を目指して、5 つの重点プロジェクトを掲げ、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐため」の環境施策に取り組んでいます。この間、国内人口の頭打ちの中、西東京市の人口は 180,885 人（平成 12 年）から 189,735 人（平成 17 年）へと 4.9%も増加し、中高層集合住宅の増加とともに生活スタイルも確実に都市型へ向かっています。また、西東京市を取り巻く環境や市民の関心・満足度も変化しています。

私たちは、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ため、変化する身近な環境問題や関心が高まる地球温暖化問題に、市民、事業者、行政の各主体が協力して取り組むことが求められています。このため、これまでの取り組みの成果や課題、国内外の社会状況の変化や市民の関心の変化も踏まえて、西東京市環境基本計画の見直しを行う必要があります。

2.1.1 西東京市を取り巻く環境の変化

西東京市を取り巻く環境については、国や東京都の工場・事業場に対するばい煙の排出規制、自動車に対する燃費・ディーゼル車排出ガス規制等によって、ほとんどの大気汚染物質の濃度が低下傾向にあります。しかし、光化学オキシダントについては、環境基準を達成することができず、高濃度の光化学オキシダントが出現する日数が都内全体で増加する傾向にあり、西東京市が含まれる北多摩地区でも、光化学スモッグ注意報の発令回数が改善されていません。また、工場廃止時に事業者が実施する土壌汚染状況調査で、市内においても土壌汚染が確認されるなど、土壌・地下水汚染対策の重要性も高まっています。

やすらぎやいやし効果、景観形成、大気浄化、二酸化炭素吸収、昆虫・小動物の生息地など、多面的な機能を有する市内のみどりについては、相続などを機会とした農地の宅地化や丘陵地や樹林地の市街化などによって確実に減少しており、「季節感の喪失」「野生生物の減少」「都市景観の悪化」といった問題を引き起こしています。

ごみの減量化・資源化については、平成 18 年度から容器包装プラスチック類の分別収集、家庭ごみの戸別収集及び有料化の取り組みが始まりましたが、その評価は今後の課題となっています。

また、近年は、冷房の使用や自動車交通量の増加による排熱や、建物や道路の舗装面に覆われた地表面積の増加による輻射熱の放出が原因とされるヒートアイランド現象も問題となっています。

何よりの変化は、地球温暖化¹の進行で、IPCC²（気候変動に関する政府間パネル）の第 4 次報告書により、地球温暖化が人の活動によって起きていることがほぼ断定され、国や地域を超えて人類が対策に取り組まなければならない深刻な問題となっています。平成 19 年 9 月には、北極海氷の面積が観測史上最も少ない 413 万平方 km²（これまでは平成 16 年 9 月に観測され

¹ 地球温暖化：石油、石炭など、化石燃料由来のエネルギーの大量消費によって、二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が高まり地球の気温が上昇し続けること。日本の削減目標となっている温室効果ガスとは、二酸化炭素をさす。

² IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change の略。地球温暖化について科学的な研究を行うため、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が 1988 年に共同して設立した。少数の政府関係者と公募により選ばれた各国の研究者で構成される。

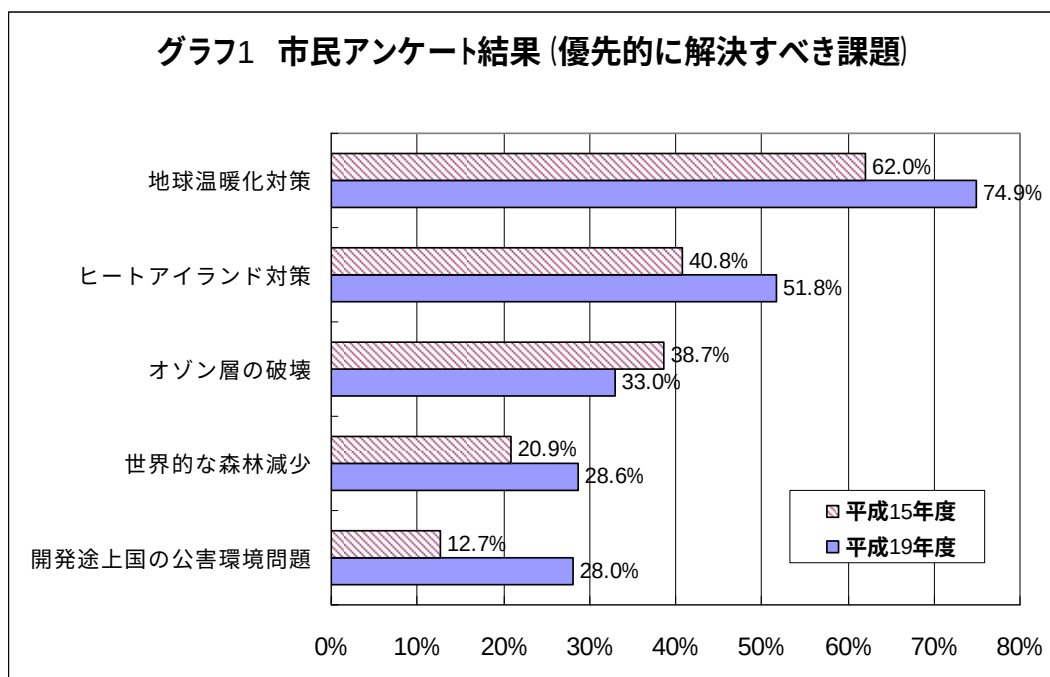
た 532 万 km^2 ）になり、1950 年代～1960 年代 9 月の海氷面積の 50%までに減少しました。この面積は、IPCC 第 4 次報告書が予測した 30 年～40 年後の北極海の状態に近く、予測を超えた速い速度で北極海氷が減少しています。また、平成 19 年の 6 月～8 月の白夜は、晴天が長く続いたことで多量の太陽光が北極海に吸収され、熱として蓄えられたことから、地球温暖化の進行が一層加速化することが危惧されています。さらに、グリーンランドの氷床融解による影響も危惧され、融解による海面水位の上昇によって、国そのものが消滅する危機に瀕している島国もあります。

国内においても、平成 19 年 7 月の台風第 4 号が最大瞬間風速の記録を更新（宮崎県日南市：55.9m/s）したり、同年 8 月に埼玉県熊谷市と岐阜県多治見市で 74 年ぶりに最高気温の記録を更新（40.9℃）したりするなど、地球温暖化が原因と考えられる異常気象現象が起きています。平成 18 年 9 月 11 日には、西東京市でも豪雨を記録（85 mm/h）し、市街地の一部で床下浸水や路上冠水が発生しています。

2.1.2 市民の関心・満足度の変化

(1) 市が優先的に解決すべき課題

平成 19 年 10 月に 18 歳以上の市民 2,000 人を対象に実施したアンケート（回答 842 人：回答割合 42.2%）では、市が優先的に解決すべき課題として、回答した市民うち 74.9%が「二酸化炭素の増加による気候変動（地球温暖化）」をあげています。

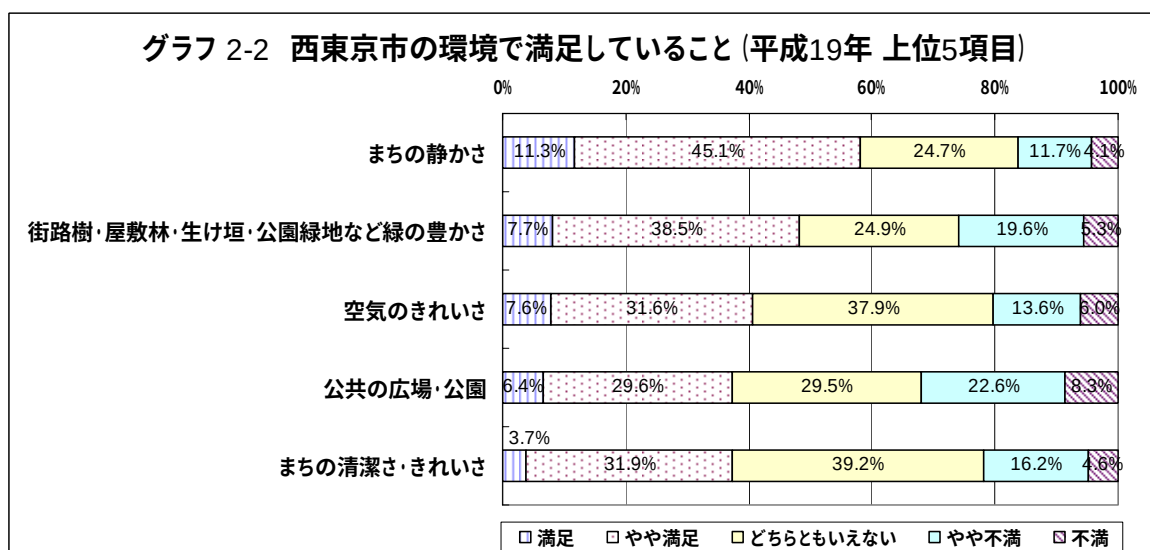
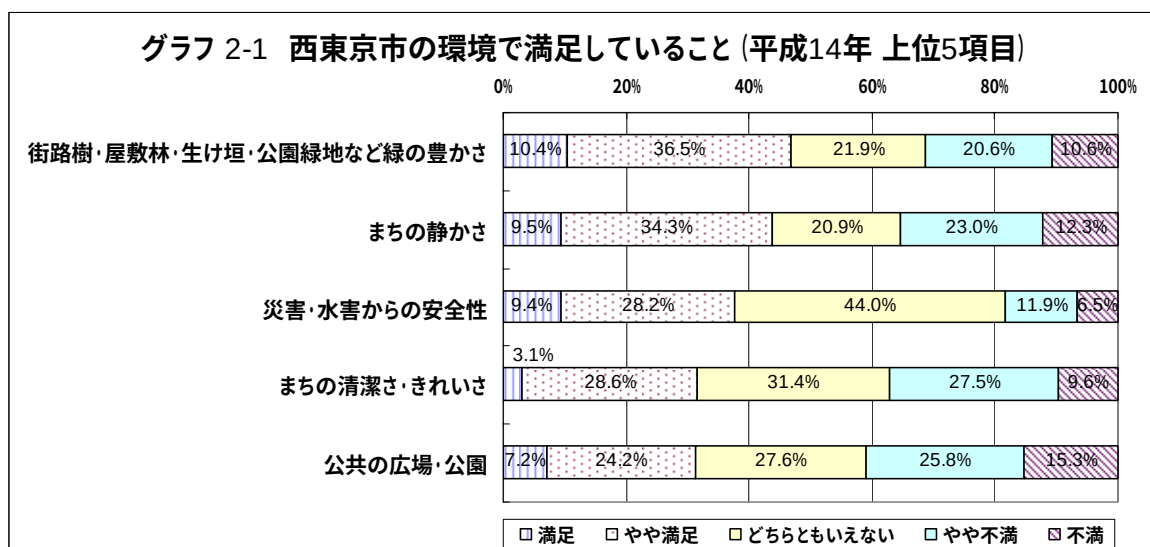


平成 14 年 8 月に 18 歳以上の市民 2,000 人を対象に実施したアンケート（回答 845 人：回答割合 42.3%）におけるこの設問の回答割合（62.0%）と比較すると約 13 ポイント上昇しています。回答割合の高かった上位 5 つの課題を見てみると、平成 14 年に実施した市民アンケートでは、「二酸化炭素の増加による気候変動（地球温暖化）」（回答割合 62.0%）、「ヒートアイランド現象」（回答割合 40.8%）、「オゾン層の破壊」（回答割合 38.7%）、「有害化学物質による環境汚染」（回答割合 37.0%）、「リサイクル」（回答割合 26.6%）があげられていましたが、今回の調査では、地球温暖化のほか、「ヒートアイランド現象」（回答割合 51.9%）、「オゾン層の破壊」（回答割合 33.0%）、「世界的な森林の減少」（回答割合 28.6%）、「開発途上国の公害環境

問題」（回答割合 28.0％）があげられ、上位 5 つのうち 4 つまでが地球規模の問題になっています。また、都市部固有の「ヒートアイランド現象」の回答割合が約 11 ポイント上昇しています。

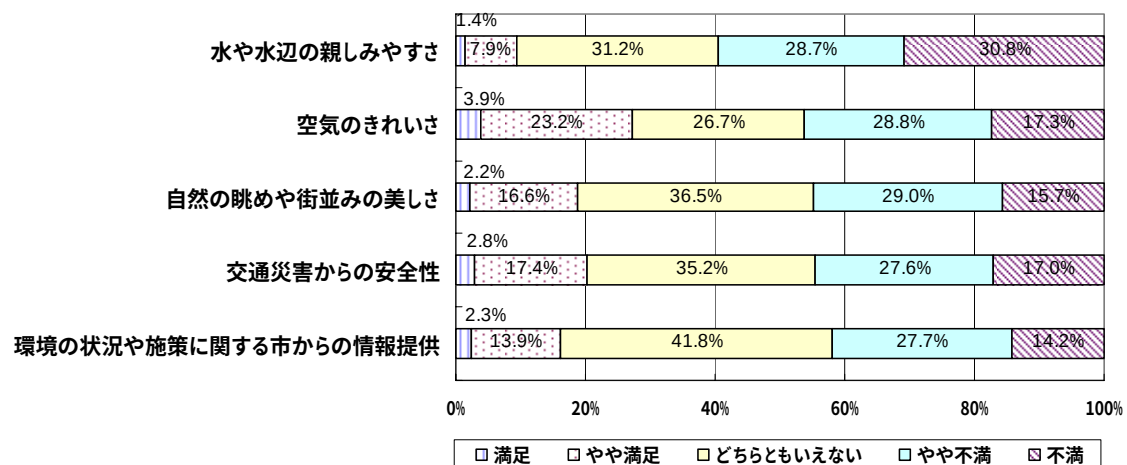
(2) 環境に対する満足度

西東京市の環境で満足していることについては、「満足」及び「やや満足」と回答した割合の合計が高かった項目は、平成 14 年の調査では、「街路樹、屋敷林、生け垣、公園緑地などの緑の豊かさ」（回答割合 46.9％）「まちの静かさ」（回答割合 43.8％）「災害・水害からの安全性」（回答割合 37.6％）「まちの清潔さ・きれいさ」（回答割合 31.7％）「公共の広場・公園」（回答割合 31.4％）でしたが、今回の調査では、「まちの静かさ」（回答割合 56.4％）「街路樹、屋敷林、生け垣、公園緑地などの緑の豊かさ」（回答割合 46.2％）「空気のきれいさ」（回答割合 39.2％）「公共の広場、公園」（回答割合 36.0％）「まちの清潔さ・きれいさ」（回答割合 35.6％）でした。「まちの静かさ」が 12.6 ポイント上昇したほか、前回調査で上位 5 項目に入っていなかった「空気のきれいさ」が 12.1 ポイント上昇しています。前回調査で上位 5 項目に入っていた「災害・水害からの安全性」は、6.9 ポイント減少しています。

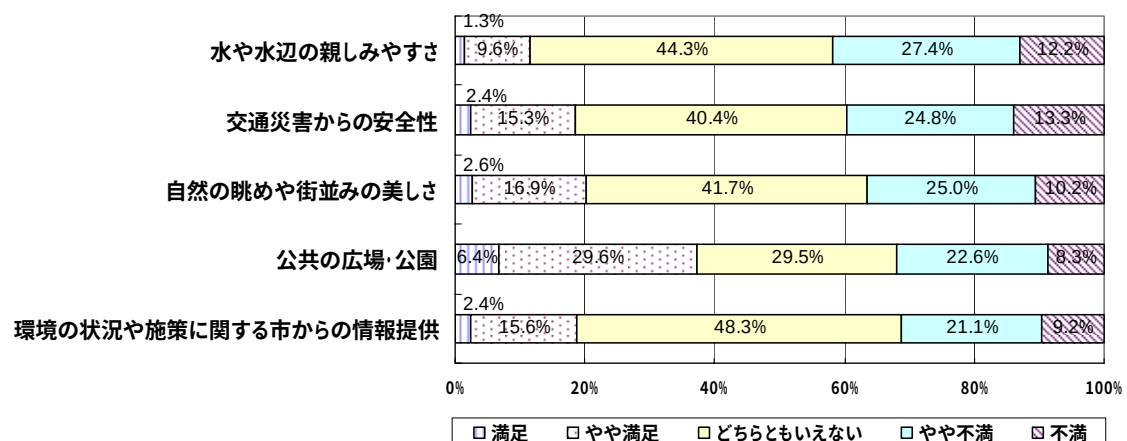


一方、西東京市の環境で不満なことについては、「不満」及び「やや不満」と回答した割合の合計が高かった項目は、平成14年度の調査では、「水や水辺の親しみやすさ」（回答割合 59.5%）「空気のきれいさ」（回答割合 46.1%）「自然の眺めや街並みの美しさ」（回答割合 44.7%）「交通災害からの安全性」（回答割合 44.6%）「環境の状況や施策に関する市からの情報提供」（回答割合 41.9%）でしたが、今回の調査では、「水や水辺の親しみやすさ」（回答割合 39.6%）「交通災害からの安全性」（回答割合 38.1%）「自然の眺めや街並みの美しさ」（回答割合 35.2%）「公共の広場・公園」（回答割合 30.9%）「環境の状況や施策に関する市からの情報提供」（回答割合 30.3%）でした。前回調査で不満な項目の上位に入っていた「空気のきれいさ」は、26.5ポイント減少し、満足している項目の上位に入りました。「公共の広場・公園」は、「不満」及び「やや不満」と回答した割合が前回調査から 10.2ポイント減少し、満足している項目の上位に入りましたが、不満と感じている項目の上位にも入り、評価が分かれる結果になりました。その他の項目については、全体的に「不満」及び「やや不満」と回答した割合が 10～20ポイント減少しています。

グラフ 3-1 西東京市の環境で不満なこと (平成14年 上位5項目)



グラフ 3-2 西東京市の環境で不満なこと (平成19年 上位5項目)



2.2 見直しのスケジュール

平成 18 年 12 月に西東京市長から、「西東京市環境基本計画の見直しについて」諮問を受け、西東京市環境審議会において作業を進めています。見直し作業は、社会経済状況の変化や市民アンケート調査の結果を踏まえ、計画の基本方針に掲げられた指標及び数値目標の達成状況や重点プロジェクトの実施状況を検証しながら審議を進めてきました。このたび、これまで検討してきた内容を「中間のまとめ」として取りまとめましたので、公表し、広く意見を募集します。いただいた意見は、平成 20 年 6 月に予定している西東京市環境審議会答申の今後の検討資料として活用させていただきます。

西東京市環境基本計画の改定は、審議会の答申を基に、市役所内部の検討組織が素案を作成し、庁内調整を経て平成 20 年 9 月までに行う予定になっています。

表 1 見直しのスケジュール

平成 18 年度				平成 19 年度												平成 20 年度						
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
審議会への諮問	市民アンケート															パブリックコメント	審議会による検討	審議会の答申	市による素案作成	計画決定		

3 見直しに当たっての基本方針

3.1 基本的な考え方

計画策定後の法整備や新たな環境問題などの社会状況の変化や市の取り組み状況、課題を踏まえた見直しを行います。

3.2 基本方針と施策の方向性

基本方針及び施策の方向性は、現行の計画の体系や考え方を引き継ぎますが、取り組み内容、指標及び数値目標については、国、東京都又は西東京市の関連する諸計画等との整合性を図るとともに、社会状況の変化や市の取組状況を踏まえた見直しを行います。

3.3 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、計画策定後概ね5年以内に一定の成果を挙げることを目指して、優先的に取り組む施策として位置づけられています。そのため、達成状況（成果）を検証、評価したうえで抜本的な見直しを行います。また、国、東京都又は西東京市の関連する諸計画等との整合性を図るとともに、可能な場合は数値目標を設定します。

3.4 計画の推進・進行管理

環境審議会による進行管理は、現行計画の考え方を引き継ぎます。

重点プロジェクトごとの推進組織及び推進組織を連携する仕組みとしての推進協議会については、設置状況や取組状況を検証、評価したうえで見直しを行います。

庁内推進委員会については、マネジメント手法による進行管理をより強化するための見直しを行います。

4 西東京市におけるこれまでの取り組みと見直しの方向性

4.1 基本方針別の施策の展開状況と見直しの方向性

4.1.1 （基本方針 1）良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

（1）施策の方向性と状況

環境汚染の防止

- ◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性
大気汚染や水質汚濁などといった環境汚染に対しては、発生状況の監視を行い、防止に向けた取り組みを進め、環境の改善を進めます。
- ◇ 環境基本計画策定後の状況
環境負荷の固定発生源対策としては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等による規制、指導を行っています。また、継続的な調査による問題の早期発見や汚染状況の監視に取り組んでいます。

道路環境・交通マネジメント

- ◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性
市街地における自動車中心の道路交通のあり方を見直し、徒歩や自転車利用などの推進と、そのための安全性、利便性向上などの対策を推進していきます。
- ◇ 環境基本計画策定後の状況
住宅都市としての特徴を活かしつつ、生活者の視点を重視し、誰もが安全・安心に移動できるよう、人と環境にやさしい交通体系の実現を図るため、「西東京市交通計画」を策定し、混雑解消を目的とした幹線道路整備、交通不便地域を解消するためのコミュニティバス「はなバス」の運行や駅周辺の自転車駐車場整備等に取り組んでいます。

都市景観・都市環境の保全

- ◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性
より質の高い生活環境を確保するため、美しい街並みを形成するための取り組みを進めていきます。
- ◇ 環境基本計画策定後の状況
まちの美観を確保するため、市民、事業者、市が協力して、まちの美化活動（集団ごみ拾いや沿道花壇づくりなど）や、たばこの吸殻のポイ捨て・歩行喫煙の防止を呼びかける「喫煙マナーアップキャンペーン」に取り組んでいます。

(2) 指標及び数値目標の達成状況

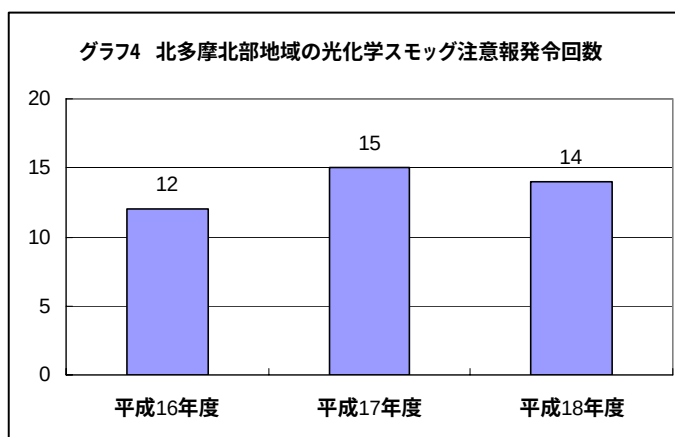
環境指標	平成 14 年度実績	平成 18 年度実績	平成 25 年度目標
大気環境基準の達成状況※1	(達成/測定)	(達成/測定)	(達成/測定)
二酸化窒素	3 / 3	3 / 3	3 / 3
浮遊粒子状物質	1 / 3	3 / 3	3 / 3
光化学オキシダント	0 / 1	0 / 1	1 / 1
河川水質の環境基準達成状況 (BOD 濃度年平均値)			
石神井川 境橋	5.8mg/l	3.0mg/l	5.0 mg/l 以下
同 溜漕橋	0.8 mg/l	0.92mg/l	5.0 mg/l 以下
大気中ダイオキシン類濃度の環境基準達成状況	(達成/測定) 5 / 5	(達成/測定) 5 / 5	(達成/測定) 5 / 5

※1 東京都の測定結果による

◆ 大気環境基準

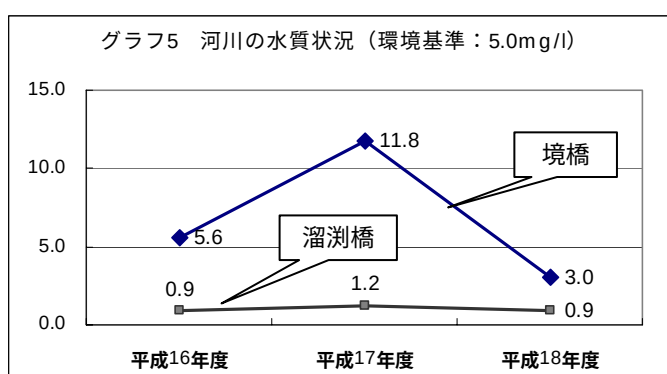
二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の濃度については、国や東京都のばい煙排出規制、自動車の燃費・ディーゼル車排出ガス規制等によって、市内3箇所の測定地点全てで環境基準を下回っています。一方、光化学オキシダントについては、依然として改善されず、測定地点で環境基準を上回っています。

東京都が都内を8地域に分けて発令している光化学スモッグ注意報については、防災行政無線等を通じて、市民に周知しています。



◆ 河川水質環境基準

石神井川の BOD³（生物化学的酸素要求量）濃度の年平均値は、平成16年度と水量が極端に少なかった平成17年度の境橋で環境基準を上まわっていましたが、平成18年度については市内2箇所の測定地点で5.0mg/lの環境基準を下回っています。



³ BOD:微生物が水中の有機物（汚れ）を分解するために必要とする酸素量で、水質汚濁の指標の一つです。数値が高いほど汚れています。

◆ 大気中ダイオキシン類濃度の環境基準

大気中のダイオキシン類⁴濃度の年平均値は、平成 16 年度から平成 18 年度の間、市内 5 箇所の測定地点全てで環境基準の 0.60pg-TEQ/m³を下回っています。

(3) 見直しの方向性

市民、事業者、市の各主体が現行の計画に掲げられている取り組みを継続して進めるとともに、後期計画期間においては、以下の取り組みを重点的に行う必要があります。

- ▶ 市民や事業者の自主的な環境保全の取り組みを支援する啓発事業の充実
- ▶ まちの美観を損ねるポイ捨てや、受動喫煙、火傷等、人の健康を脅かす歩行喫煙の防止

(4) 指標・数値目標の見直し

大気、河川水質及び大気中のダイオキシン類は、現行どおりの指標・数値目標とします。

環境指標	平成 25 年度目標
大気環境基準の達成状況（東京都の測定結果） 二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント	全ての測定地点で環境基準を下回る。
河川水質の環境基準達成状況（BOD 濃度年平均値） 石神井川境橋・石神井川溜淵橋	全ての測定地点で環境基準を下回る。
大気中ダイオキシン類濃度の環境基準達成状況	全ての測定地点で環境基準を下回る。

4.1.2 （基本方針 2）都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

(1) 施策の方向性と状況

みどりの保全・育成

◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性

市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すとともに、みどり豊かな市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

◇ 環境基本計画策定後の状況

保存樹林・保存樹木の指定や市民への苗木無料配布、市民と協働で実施している西原自然公園の植生管理等、市内の緑地保全に取り組んでいます。また、「西東京いこいの森公園」の整備等、市内の公園面積の拡大に努めています。

⁴ ダイオキシン類：塩素が含まれている物質を焼却（約 350～800℃）する過程などで発生するもので、ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランなどがある。

水辺環境の保全

- ◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性
健全な水循環⁵を確保するとともに、石神井川などの水辺が市民に親しまれるよう、水にふれることのできる水辺をつくりだしていきます。
- ◇ 環境基本計画策定後の状況
雨水浸透ます設置助成や道路への浸透性舗装等により水循環の確保に努めています。また、石神井川の改修に合わせ、親水性の向上を図るため、水に近づける階段や緩傾斜型護岸の設置が東京都によって進められています。

自然とのふれあいの確保

- ◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性
緑地などは野生生物の生活の場でもあることを認識し、市民が自然とふれあいながら、自然の大切さを学べるような取り組みを進めます。
- ◇ 環境基本計画策定後の状況
市民と協働で「みどりの散策マップ」を作成し、自然観察会に取り組んでいます。また、市内の小学校等へのビオトープ⁶整備や「みどりのカーテン」事業にも取り組んでいます。

歴史的・文化的環境資源の確保

- ◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性
先人たちによって残され、現在に伝わる歴史的・文化的環境資源については、保存を進めるとともに、市民の文化財に関する高い意識を醸成していきます。
- ◇ 環境基本計画策定後の状況
歴史的文化遺産である下野谷遺跡の埋蔵文化財の調査を行い、発掘した文化財を郷土資料室において広く一般に公開しています。また、下野谷遺跡の一部を下野谷遺跡公園として整備し、発掘されていない場所の保存にも努めています。

(2) 指標及び数値目標の達成状況

環境指標	平成 14 年度実績	平成 18 年度実績	平成 25 年度目標
緑被率 ⁷	30.2% (平成 11 年度値)	約 29% ※1	現在の緑被率（概ね 30%）の維持 ※2
農地面積	188ha ※3 (平成 14 年 1 月値)	170ha	160ha ※4
樹林地面積	190ha ※5 (平成 11 年度値)	193ha ※1	今後目標を設定

⁵ 水循環：降雨、蒸発・浸透などによる自然界における水の循環をいう。

⁶ ビオトープ：もともとは野生生物が共存している空間、自然生態系を指す用語。最近では、環境教育や動植物保護の観点から人工的に整備した空間のことを指す用語として使用されている。計画では、後者の意味で使用。

⁷ 緑被率：樹林地、草地、農地など、木や草に被われている土地の面積がその地域全体の面積に占める割合のこと。

- ※1 西東京市みどりの基本計画策定時（平成 16 年 7 月）
- ※2 西東京市みどりの基本計画：平成 16 年 7 月策定：計画期間 平成 16 年度～平成 35 年前後
- ※3 北多摩の農業統計：平成 15 年 3 月策定
- ※4 西東京市農業振興計画：平成 16 年 3 月策定：計画期間 平成 16 年度～平成 25 年度
- ※5 公園緑地課（現みどり公園課）資料

◆ 緑被率

市内の緑被の割合は、農地の宅地化などにより、年々減少しています。一方、東京大学附属農場・演習林の移転が中止されたことにより、まとまった豊かなみどりが市内に残されることになりました。

◆ 農地面積

農地は農業生産の場であるとともに、貴重な緑地空間ですが、相続発生時には相続税対策として生産緑地⁸を処分せざるを得ない状況にあり、面積は年々減少しています。

◆ 樹林地面積

樹林地は、維持管理の困難さや相続時の処分などにより減少・滅失しています。

（3）見直しの方向性

市民、事業者、市の各主体が現行の計画に掲げられている取り組みを継続して進めるとともに、新たに以下の取り組みを行う必要があります。

- ▶ 創設したグリーンバンク制度⁹や公園等管理協力会員制度の活用
- ▶ 生垣、街路樹、屋上・壁面緑化を活用したみどりの保全、創出
- ▶ 地球温暖化やヒートアイランド¹⁰対策を踏まえた公園の配置や公共施設への屋上・壁面緑化の導入
- ▶ 移転が中止された東京大学附属農場・演習林や西原自然公園の環境学習フィールドとしての活用
- ▶ 処分が予定される生産緑地活用の仕組みづくり

（4）指標・数値目標の見直し

緑被率の指標・数値目標は、「西東京市みどりの基本計画」の計画目標に合わせ、現行どおり「概ね 30%を維持」することとします。農地面積の指標・数値目標についても、「西東京市農業振興計画」との整合性を保つため、現行どおりとします。今後目標を設定することとなっていた樹林地面積については、「西東京市みどりの基本計画」において緑被率に含むものとして取り扱われているため、指標・数値目標を「現在の緑被率を維持する中で、現在の樹林地面積を維持する」こととします。なお、目標で用いている「緑被率」については、東京都が「東京の緑の量」を表す際に用いている「みどり率¹¹」に変更することについても

⁸ 生産緑地：特定の都市部にあつて、30 年間は営農を続けることを所有者が宣言した都市計画に定められた農地。

⁹ グリーンバンク制度：提供する樹木と引取りを希望する樹木を登録して、双方が直接話し合つて樹木の引渡しを行う仕組み。

¹⁰ ヒートアイランド：アスファルトやコンクリートに蓄積された日射熱や自動車やエアコンの排熱などによって、都市部の気温が郊外に比べ高くなること。

¹¹ みどり率：樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹や、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合のこと。緑被率に「河川等の水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」を加えたもの。

検討する必要があります。

環境指標	平成 25 年度目標
緑被率	計画※1 概ね 30%を維持
農地面積	160ha ※2
樹林地面積	現在の緑被率を維持する中で、現在の樹林地面積を維持

※ 1 西東京市みどりの基本計画：平成 16 年 7 月策定：計画期間 平成 16 年度～平成 35 年前後

※ 2 西東京市農業振興計画：平成 16 年 3 月策定：計画期間 平成 16 年度～平成 25 年度

4.1.3 （基本方針 3）生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

（1）施策の方向性と状況

広域的な環境問題への対応

◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性

地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、地域として果たすべき役割を認識した上で、各主体の参加の下、率先的な取り組みを進めていきます。

◇ 環境基本計画策定後の状況

地球温暖化対策については、市の事務事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組むための「西東京市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市が率先して取り組みを進めています。また、ヒートアイランド対策として、歩道等の浸水性舗装や市内小学校における壁面緑化（緑のカーテン事業）、公共施設への再生可能エネルギー¹²の導入にも努めています。

ごみ減量・循環型社会へ

◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性

将来的にはごみの発生そのものの少ない地域社会を目指し、循環型社会を構築するために、再使用、再資源化を行うなどリサイクルを推進し、ごみ排出量の削減を進めます。これにより、最終処分場に搬入される量の大幅な減量を目指した取り組みを進めていきます。

◇ 環境基本計画策定後の状況

ごみ減量化、資源化を目的に、容器包装プラスチック類の分別収集、家庭ごみの戸別収集及び有料化に取り組んでいます。また、生ごみ減量化処理機器の購入助成、りさいくる市の開催、家庭から出される廃食用油などの資源物の回収方法を集積所による回収に拡大するなどの再利用、再資源化にも取り組んでいます。

農と消費の一体化

◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性

¹²再生可能エネルギー：太陽光（熱）、風力、廃棄物などを利用したエネルギーのことをいう。

農産物の生産と輸送に伴う環境負荷を減らすために、生ごみや剪定枝は堆肥化により地域の農地で活用し、地元の農産物を市内で消費するといった、農と消費を一体化する取り組みを進めています。

◇ 環境基本計画策定後の状況

生ごみ・剪定枝の堆肥化モデル事業を実施し、できた堆肥の無料配布に取り組んでいます。農産物の地産地消¹³については、生産者による直売所や地元量販店での販売に取り組むとともに、学校給食への拡大にも努めています。

(2) 数値目標及び指標の達成状況

環境指標	平成 14 年度実績	平成 18 年度実績	平成 25 年度目標
1 人 1 日あたりのごみ排出量	713g ※1	676 g	663g 以下 ※2
リサイクル率	19.4%	20.9%	35%以上 ※2
最終処分場搬入量	7,907 t	5,538 t ※3	大幅な削減
市内でのエネルギー使用量 電気（平成 13 年度値） ガス 上水道	712.3GWh ※4 4,665 万 m ³ ※4 1,860 万 m ³ ※4	— 4,895 万 m ³ ※5 1,975 万 m ³ ※5	10%削減 10%削減 10%削減
公共施設での自然エネルギー利用状況	4 か所	7 か所	今後目標を設定
市の事務事業による二酸化炭素排出量	地球温暖化対策実行計画において算出・設定	8,469 t CO ₂	今後目標を設定

※1 ごみ減量推進課資料（1 人 1 日あたりのごみ排出量：可燃ごみ+不燃ごみ+有害ごみ+資源物+粗大ごみ）

※2 平成 14 年 3 月策定の西東京市一般廃棄物処理計画：（計画期間 平成 14 年度～平成 27 年度 1 人 1 日あたりのごみ排出量：可燃ごみ+不燃ごみ+有害ごみ+資源物+粗大ごみ）

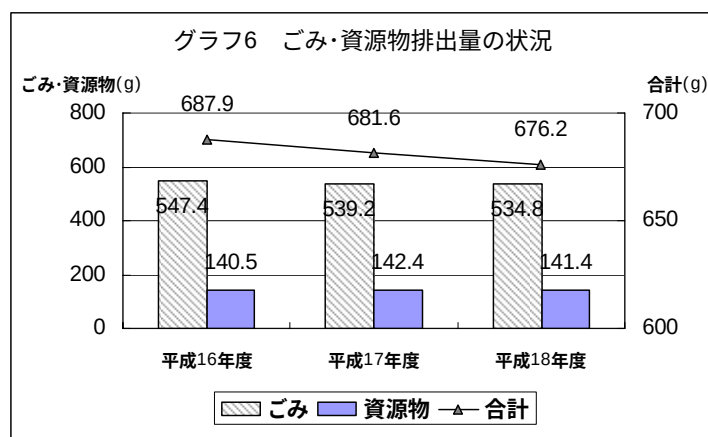
※3 多摩地域ごみ実態調査（平成 18 年度版）

※4 電気は東京電力（株）、ガスは東京ガス（株）、上水道は水道部資料

※5 統計にしようきょう（平成 18 年度版）

◆ 1 人 1 日あたりのごみ排出量

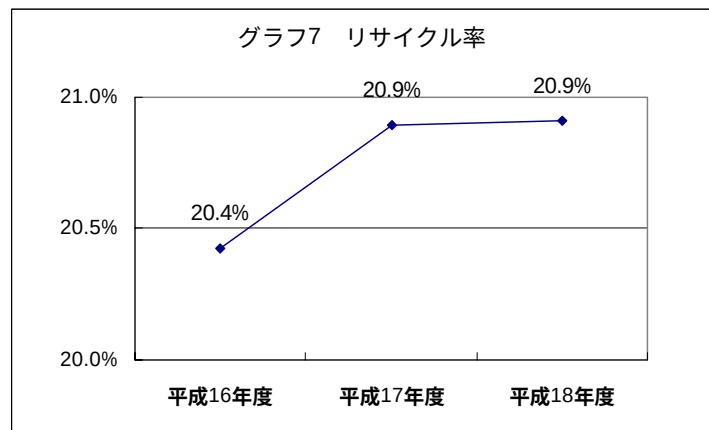
1 人 1 日あたりのごみ排出量については、可燃ごみは若干減少、不燃ごみは増加傾向、粗大ごみは大幅に減少し、ごみ全体では減少傾向にあります。資源物については、横ばい傾向で、ごみと資源物の量を合計すると減少傾向にあります。



¹³ 地産地消：地元で生産されたものを地元で消費することをいう。

◆ リサイクル率

リサイクル率は、平成 16 年度から平成 17 年度に若干上昇しましたが、平成 18 年度は横ばい傾向に転じています。



◆ 最終処分場搬入量

最終処分場搬入量は、平成 17 年度から民間施設の RPF（固形燃料化）原料への利用や平成 18 年度からのエコセメント化により大幅に減少しています。

◆ 市内でのエネルギー使用量

市内でのエネルギー使用量については、一部のエネルギー使用量が非公開となったため、全体量を把握することができませんが、東京都が算定した都全体の排出量から、増加傾向にあるものと思われます。

◆ 公共施設での自然エネルギー利用状況

公共施設における自然エネルギーの導入については、けやき小学校、青嵐中学校及び田無駅北口トイレへ太陽光発電パネルを設置しています。

◆ 市の事務事業による二酸化炭素排出量

平成 17 年 3 月に「西東京市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成 17 年度～平成 22 年度）を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。また、同計画は、平成 20 年度からの後期 3 カ年に向けて、現在改定作業を行っています。

表 2 西東京市地球温暖化対策実行計画の数値目標

温室効果ガス排出量の数値目標	基準年度 (平成 14 年度)	中間目標年度 (平成 19 年度)	計画最終年度 (平成 22 年度)
	9,644 t	9,065 t (基準年度比 6%削減)	8,784 t (基準年度比 8.92%削減)

(3) 見直しの方向性

市民、事業者、市の各主体が現行の計画に掲げられている取り組みを継続して進めるとともに、新たに以下の取り組みを行う必要があります。

- ▶ 開設するエコプラザ西東京¹⁴を活用したごみの減量化や再資源化の啓発事業の充実
- ▶ 生ごみ堆肥化モデル事業の効果、問題点の検証や堆肥化以外の生ごみ処理方法、剪定枝の資源化に関する調査研究
- ▶ 拠点回収を始めた家庭から出される廃食用油の自動車動力源（BDF）への活用の検討

¹⁴ エコプラザ西東京：現行計画では（仮称）リサイクルプラザ。平成 19 年 6 月に名称を公募し、正式名称がエコプラザ西東京となる。

- ▶ 西東京市全体が排出する温室効果ガスを削減するための推進計画の策定
- ▶ 市内の人材を活用した省エネ、省資源の啓発活動の充実
- ▶ 環境家計簿、エコアクション 21 などの啓発と普及
- ▶ 家庭や事業者の環境負荷を低減するための取り組みを支援する仕組みの検討
- ▶ 市の事務事業から排出される温室効果ガスの一層の削減（施設の環境配慮設計や省エネ改修の活用）

（4）指標・数値目標の見直し

1人1日あたりのごみ排出量、リサイクル率の指標・数値目標は、平成19年3月に改定された西東京市一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）の目標に改める必要があります。排出量の捉え方についても、処理計画に合わせ、これまでの「市が収集した可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物の合計」から、資源物を除いた「市が収集した可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみの合計」に改める必要があります。最終処分場搬入量の指標・数値目標は、現行どおりとします。

市内でのエネルギー使用量の指標・数値目標は、現行どおりとしますが、今後西東京市全体が排出する温室効果ガス排出量を削減するための計画を策定し、改めて目標値を設定する必要があります。公共施設での自然エネルギー（再生可能エネルギー）利用状況及び市の事務事業による二酸化炭素排出量は、改定する「西東京市地球温暖化対策実行計画」に合わせ目標値を設定する必要があります。

環境指標	平成25年度目標
1人1日あたりのごみ排出量	458g（平成23年度目標）※1
リサイクル率（＝資源物量／家庭系ごみ量）	27.6%（平成23年度目標）※1
最終処分場搬入量	大幅な削減
市内でのエネルギー使用量 電気・ガス・上水道	10%削減
公共施設での自然エネルギー利用状況	今後目標を設定
市の事務事業による二酸化炭素排出量	今後目標を設定

※1 平成19年3月策定の西東京市一般廃棄物処理基本計画：（計画期間 平成19年度～平成33年度 1人1日あたりのごみ排出量：可燃ごみ+不燃ごみ+有害ごみ+粗大ごみ）

4.1.4 （基本方針 4） みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

（1） 施策の方向性と状況

環境情報の交流

◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性

西東京市の環境の状況を、広く市民の役に立つ情報となるよう、わかりやすく提供していきます。また、環境情報についての各主体間のコミュニケーションを進めていきます。

◇ 環境基本計画策定後の状況

市の環境の現状と環境保全等に関する施策の年次報告書として位置づけた「西東京市環境白書」を毎年発行するほか、広報西東京や西東京市の公式ウェブサイトを活用した環境情報の提供に努めています。

環境学習の推進

◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性

子どもから大人まで市民みんなが環境学習を行い、環境意識を高く持つことが重要です。そのため、環境学習を全市的に推進していきます。

◇ 環境基本計画策定後の状況

子どもたちの環境意識を高めるため、市立小学校の4年生向けの「西東京市環境読本」を発行しています。また、環境保全課や公民館において環境保全に関する講座を開催するなど、環境学習の推進に取り組んでいます。

環境保全活動への支援

◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性

市民による環境保全活動を、様々な側面から支援し、推進していきます。

◇ 環境基本計画策定後の状況

西東京市が実施した NPO 企画提案事業で採用された市民提案「西東京市環境サポーター養成講座」の実施を支援しています。また、「西原自然公園」、「西東京いこいの森公園」などでは、市民と協働で公園等の清掃や草刈りなどの管理活動を行う「公園管理協力会員制度」を実施しています。

パートナーシップの推進

◇ 環境基本計画策定時の施策の方向性

環境保全にあたって、市、事業者、市民といった各主体のパートナーシップの構築を進めていきます。また、西東京市だけでなく、広域的な視点から近隣自治体や東京都などとの連携による取り組みを進めていきます。

◇ 環境基本計画策定後の状況

エコプラザ西東京の開設に当たっては、運営方法や事業内容を検討する市民会議を開催しています。また、市内の武蔵野大学との相互協力に関する協定に基づき、武蔵野大学と連携して「環境フェスティバル」や「地球温暖化シンポジウム」を開催しています。

(2) 指標及び数値目標の達成状況

環境指標	平成 14 年度実績	平成 18 年度実績	平成 25 年度目標
西東京市環境リーダー数	—	講座受講者 46 人	100 人
観察会等開催数	2 回	環境保全課：3 回 公民館：1 回 みどり公園課：1 回	年間 10 回以上

◆ 西東京市環境リーダー数

西東京市が実施した NPO 企画提案事業で採用された市民提案「西東京市環境サポーター養成講座」を通じて環境リーダーを養成しています。また、平成 19 年度には「西東京市エコリーダー養成講座」を市が実施しています。

◆ 観察会等開催数

環境保全課の「環境フェスティバル」「エコクッキング講座」「環境講演会」「地球温暖化シンポジウム」のほか、みどり公園課や公民館において環境保全に関する観察会や講座を開催しています。

(3) 見直しの方向性

市民、事業者、市の各主体が現行の計画に掲げられている取り組みを継続して進めるとともに、新たに以下の取り組みを行う必要があります。

- ▶ エコプラザ西東京を活用した環境情報の提供や環境学習の推進
- ▶ エコプラザ西東京の公式ウェブサイトの開設
- ▶ 環境学習を推進するための各主体の連携、協働の仕組みづくり

(4) 指標・数値目標の見直し

西東京市環境リーダー数及び観察会等開催数の指標・数値目標については、現行どおりとしますが、「エコプラザ西東京」を活用して、より多くの人材の育成とライフステージや関心・理解の度合いに応じた学習機会の提供に努めていく必要があります。

環境指標	平成 25 年度目標
西東京市環境リーダー数	100 人
観察会等開催数	年間 10 回以上

4.2 重点プロジェクトの取り組み状況と見直しの方向性

4.2.1 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは、現行計画どおり、西東京市において優先的に進める取り組みとして位置づけます。

4.2.2 重点プロジェクトの取り組み状況

(1) 重点1 みどりに囲まれて豊かに暮らそう

身近なみどりを守り育てる

◇ 環境基本計画策定時の施策の内容

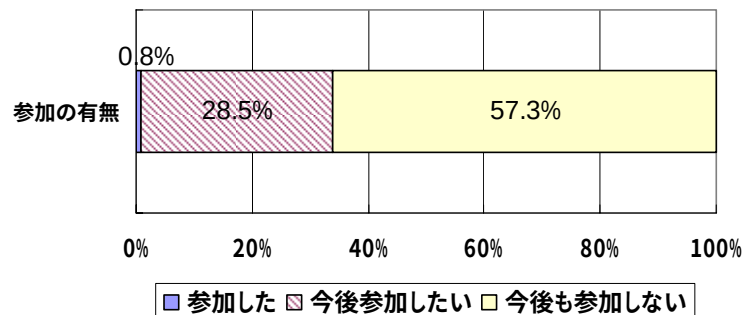
身近なみどりを守り育てる取り組みとして、「みどりの里親制度」を創設します。また、武蔵野の樹木や野草を集めたスペースを、既存の公園の一部や空閑地を利用して開設します。

◇ 環境基本計画策定後の状況と課題

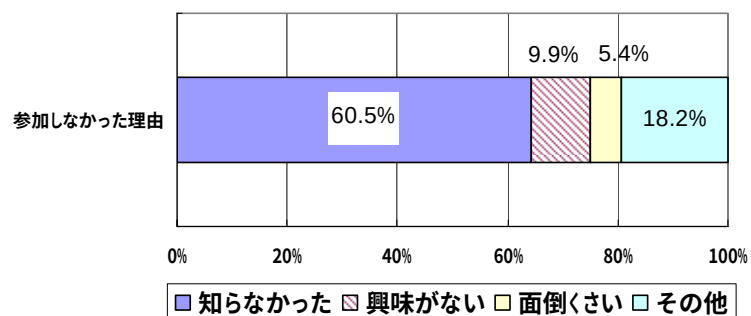
「みどりの里親制度」は、公園等の市内のみどりの清掃や草刈りなどの管理活動を「公園等管理協力会員制度」として行っています。また、提供を希望する樹木と引取りを希望する樹木を登録して、双方が直接話し合って樹木の引渡しを行う「グリーンバンク制度」を創設しています。「グリーンバンク制度」については、実際に引渡しが行われた件数が少なく、市民アンケートにおいても、「グリーンバンク制度に参加したことがある」と回答した割合は、全体の0.8%で、参加しなかった理由は「知らなかった」が全体の60.5%を占め、制度の周知と活用が今後の課題となっています。

武蔵野の樹木や野草を集めたスペースの開設は、「西東京いきの森公園」内に

グラフ8-1 グリーンバンク制度への参加について
(平成19年度調査)



グラフ8-2 グリーンバンク制度に参加しない理由
(平成19年度調査)



武蔵野の樹木を集めたスペースを設置しています。

身近なみどりを守り育てる取り組みについては、これらの取り組みに加え、その土地にあった木を植えるなど生態系や景観にも配慮したみどりの確保策や生垣、街路樹、壁面・屋上緑化といった、視点を変えたみどりの確保策、気候の緩和を目的に、風の通り道やまちの温度分布を踏まえた公園の配置も考えていく必要があります。また、樹木がやすらぎやいやし効果、景観形成、ヒートアイランド対策、大気浄化、地球温暖化防止に役立つことなど、みどりの効果や大切さを知ってもらうための環境学習や環境教育も重要です。さらに、歴史的にも価値がある屋敷林の保全も検討する必要があります。その際、保全活動の担い手として、市民、NPO、環境リーダーなどの参加による協働の仕組みを検討することも重要です。

東大農場の今後の保全を考える

◇ 環境基本計画策定時の施策の内容

東大農場の豊かな自然環境の保全のあり方について、関係機関との調整を図りながら市の方針を策定していきます。

◇ 環境基本計画策定後の状況と課題

市民、学識経験者等で構成する「東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会」を設置し、検討結果の報告書を作成しています。東大農場については、計画されていた千葉県への移転が中止されたため、今後は、豊かな自然環境の保全に加え、環境学習フィールドとしての活用の可能性を検討する必要があります。

(2) 重点 2 環境にやさしい取り組みを進めよう

「(仮称) 西東京市家庭版 ISO」により、省エネ意識を広げていく

◇ 環境基本計画策定時の施策の内容

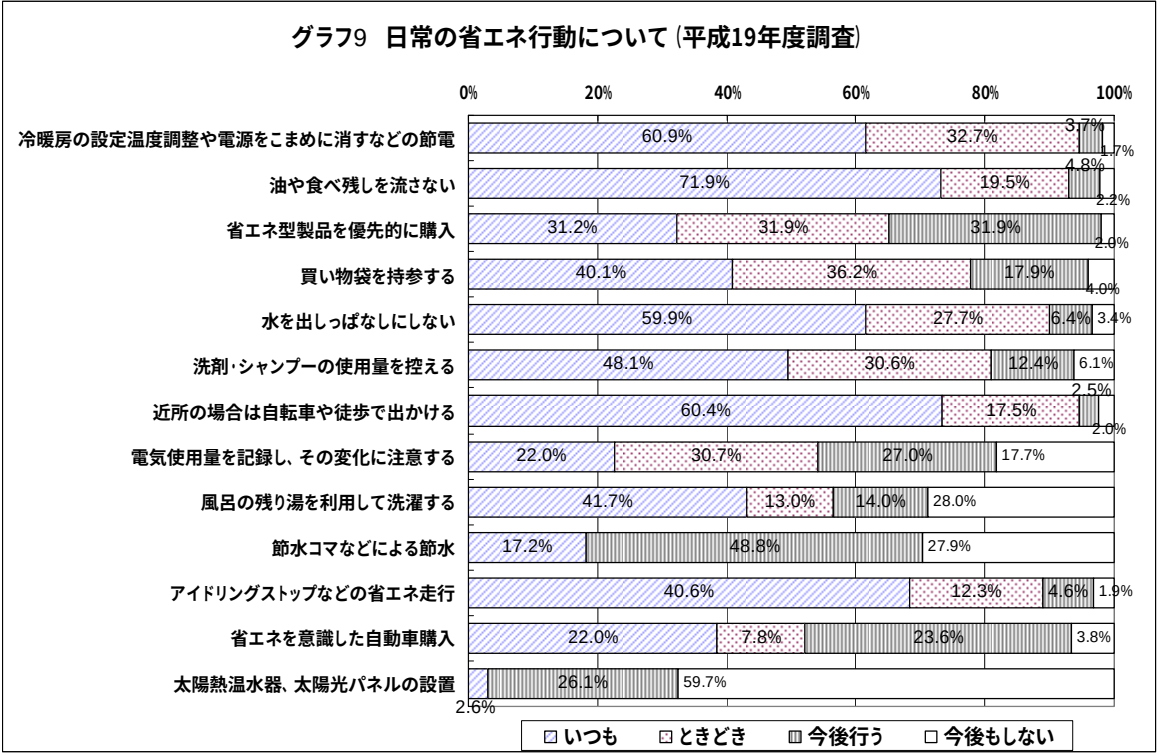
地球温暖化対策として、市民の省エネ意識を広げていくことを目指して、環境との関わりをチェックする「(仮称) 西東京市家庭版 ISO」を作成し、普及に向けたキャンペーンを実施する。また、小中学校や社会教育の場で講座を開催する。

◇ 環境基本計画策定後の状況と課題

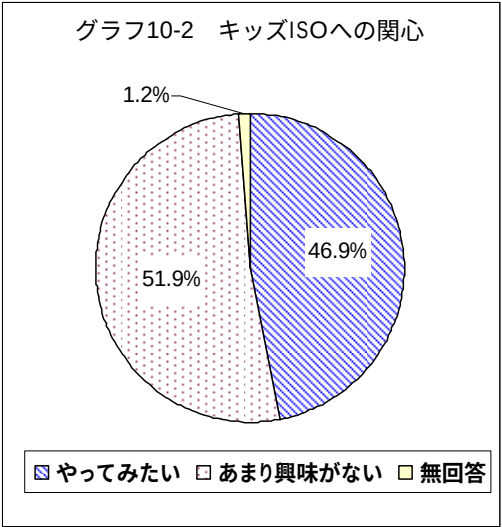
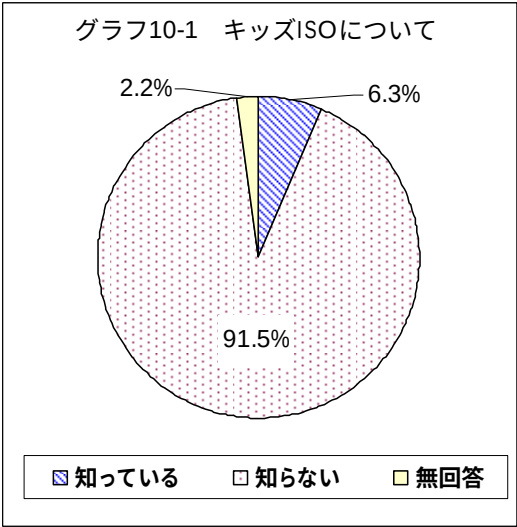
市民アンケートでは、新たな製品の購入する必要がある「太陽熱温水器等の設置」を除いた日常生活の心がけで取り組める項目については、「いつも行っている」「時々行っている」「今後行いたい」と回答した割合が高くなっています。

一方、環境省が発行した「平成 19 年版環境・循環型社会白書」によれば、家庭から排出される二酸化炭素の量は、基準年の平成 2 年と比較して 36.7%増加しています。そのため、今後は、日常できる対策の定着化を図るとともに、省エネ設備・機器の導入を支援するための仕組みについても検討し、家庭における二酸化炭素の削減に早急に取り組む必要があります。現在検討の段階の「(仮称) 西東京市家庭版 ISO」については、その作成に時間をかける

よりも、様々な自治体、学校、企業、NPO 等が普及に取り組んでいる「環境家計簿¹⁵」を活用して、できるだけ早く家庭における省エネ意識の定着化を図るための施策に取り組むことが重要です。



また、「キッズ ISO」は、平成 19 年 10 月に市立小学校の児童 462 人を対象に実施したアンケート（対象 4 年生～6 年生 回答 447 人：回答割合 96.8%）では、91.5%が知らないと回答しており、認知度が低いことがわかりました。関心については、「やってみたい」が 46.9%、「あまり興味がない」が 51.9%になっています。そのため、小中学校や社会教育の場を活用して「環境家計簿」や「キッズ ISO」を啓発していくことや、啓発の際に、NPO、市民団体や環境リーダーなどを活用することについても考慮する必要があります。



¹⁵ 環境家計簿：家庭における二酸化炭素排出量を削減するため、電気やガスなどエネルギーの使用量を家庭単位で記録する家計簿のことです。

「(仮称) 西東京市事業所版 ISO」などにより、事業者の環境配慮を進める

◇ 環境基本計画策定時の施策の内容

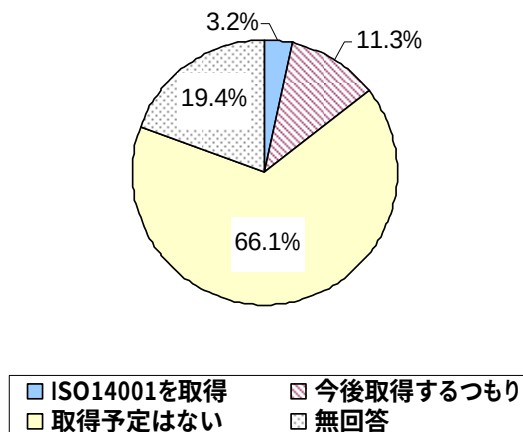
事業者の環境配慮活動を推進するため、商店街の中小商店や小規模な事業者でも簡易に取得できる「(仮称) 西東京市事業所版 ISO」を作成し、普及を図ります。また、エコアクション 21 や ISO14001 といった環境マネジメントシステム¹⁶の普及を図ります。

◇ 環境基本計画策定後の状況と課題

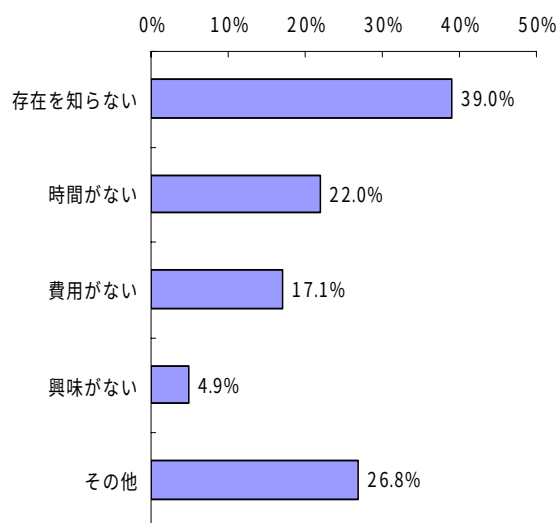
「(仮称) 西東京市事業所版 ISO」については、現在検討の段階です。平成 19 年 10 月に市内の 200 事業所を対象に実施したアンケート（回答 62 社：回答割合 31.0%）では、ISO14001 を取得している事業者は全体の 3.2%、今後取得する予定の事業者が 11.3%であったのに対し、66.1%の事業者が「取得する予定はない」と回答しています。取得する予定のない理由としては、「存在を知らない」と回答した事業者が 39.0%と最も多く、続いて、「時間がない」（22.0%）、「費用がない」（17.1%）となっており、「興味がない」と回答した事業者は 4.9%ありました。

また、平成 19 年 10 月に市内の商店者 50 店舗を対象に実施したアンケート（回答 33 店舗：回答割合 66.0%）では、地域の環境保全活動について、「積極的に協力したい」「取り組んでいるがまだまだ取り組める」「今後取り組んでいきたい」と回答した商店が 66.0%ありました。

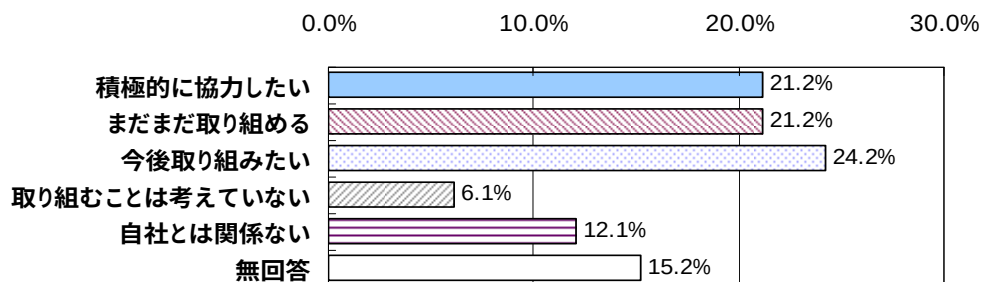
グラフ 11-1 環境管理のための社内制度



グラフ 11-2 環境管理制度を取得しない理由



グラフ 12 地域の環境保全活動について



¹⁶ 環境マネジメントシステム：経営方針に環境の視点を取り入れ、環境に配慮した経営を行うために必要な組織や手順を構築し、評価や見直しを行いながら計画的に実践する仕組みのことをいう。

今後は、環境マネジメントの周知に取り組むとともに、ISO と比べて費用が安い「エコアクション 21（環境省が ISO14001 を基に中小事業者向けに策定した規格）」などの普及に取り組み、事業所や商店の環境配慮活動を推進する必要があります。その際、NPO、市民団体や環境リーダーなどを活用することも重要です。

太陽エネルギーの利用を進める

◇ 環境基本計画策定時の施策の内容

地球温暖化対策の一環として、公共施設に太陽光発電設備を導入し、コストや発電量などの検証を行います。また、太陽光発電設備を設置している市民や事業所にモニターを依頼し、設置した効果などについて調査を行います。

◇ 環境基本計画策定後の状況と課題

公共施設への太陽光発電設備については、「田無駅北口トイレ」「けやき小学校」「青嵐中学校」などに導入しています。今後も、地球温暖化を防止するため、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギーや省エネ設備を計画的に導入する必要があり、そのためにも、公共施設における環境配慮設計の基準や省エネ改修計画を作成する必要があります。

また、市民や事業者の再生可能エネルギー利用を加速化する仕組みなどを盛り込んだ西東京市全体の温室効果ガスを削減するための推進計画を早期に策定し、市民や事業者の地球温暖化対策を推進する必要があります。

(3) 重点3 ごみ資源化を進め、ごみを減量させよう

再資源化や収集方法の見直しを進める

◇ 環境基本計画策定時の施策の内容

プラスチック類の資源化を進めるため、容器包装プラスチック類については、分別収集、再資源化を検討します。また、小売店におけるレジ袋や食品トレーなどの使い方の見直しを進めるとともに、市民が買い物袋を持参する「マイバック運動」を実施します。さらに、ごみ問題に関して、市民を対象とした講習会や小中学校での学習を実施します。

◇ 環境基本計画策定後の状況と課題

容器包装プラスチック類については、分別収集を開始し、再資源化に取り組んでいます。レジ袋や食品トレーなどの見直しについては、一部小売店が自主的にレジ袋を有料化する動きもあり、多摩北部都市広域行政圏協議会で実施した「マイバック運動」の一層の啓発に努める必要があります。ごみ問題に関しは、出前講座を活用して実施していますが、今後は、エコプラザ西東京を活用して、啓発事業を充実する必要があります。

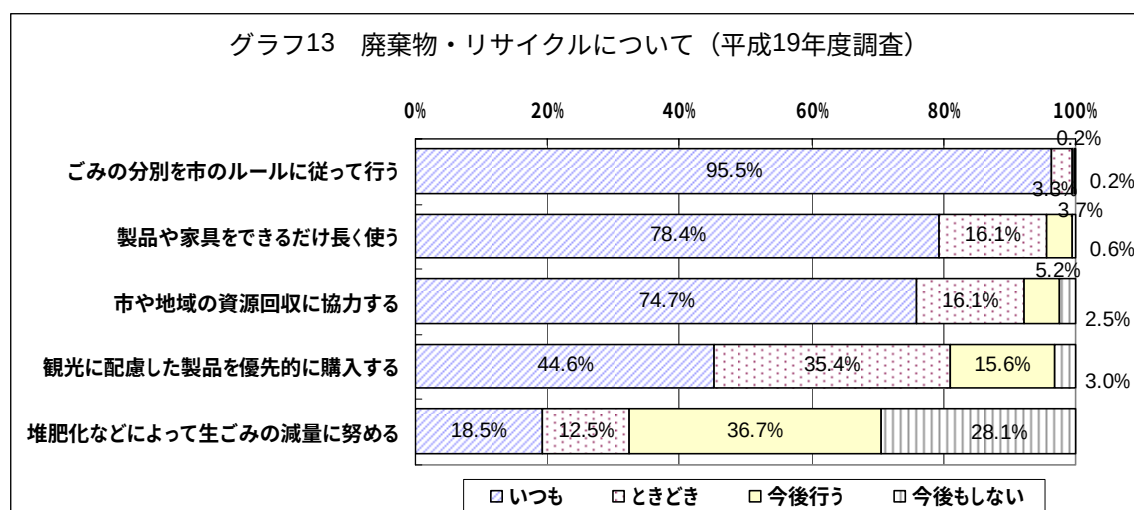
ごみを減量させよう

◇ 環境基本計画策定時の施策の内容

最終処分場への搬入量を削減するため、ごみの再資源化のあり方やごみ収集方法を検討し、ごみ減量に向けた方針とそのための具体的な仕組みを、市民、事業者、市の各主体が合意できるような形で決定することを目指します。

◇ 環境基本計画策定後の状況と課題

ごみ資源化及びごみ減量推進協議会の提言や廃棄物減量等推進審議会の答申を基に「西東京市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、最終処分場への搬入量を削減するため、ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。市民アンケートにおいても、95%以上の方が「ごみの分別を市のルールにしたがっていつも行っている」と回答し、90%以上の方が「市や地域の資源回収にいつも又は時々協力している」と回答しており、廃棄物やリサイクルへの意識が広く浸透していると考えられます。



今後は、減量化・資源化を一層進めるため、生ごみ類、廃食用油などの再資源化を引き続き進めるとともにごみ収集手数料等の一部を基金に積み立て、環境に有益な事業に役立てるといった仕組みも検討する必要があります。

(4) 重点4 「身近で育てて食べられるみどり」をふやそう

地元農産物の利用を増やす

◇ 環境基本計画策定時の施策の内容

農産物の輸送によるエネルギー消費の削減や地域の農地の保全といった観点から地産地消を推進するため、西東京市ブランドの農産物の生産や地域通貨の活用なども含めて検討し、今後の取組方針等を打ち出します。また、学校給食の地元農産物の利用や小売店における地元農産物の取り扱いを増やしていきます。

◇ 環境基本計画策定後の状況と課題

地産地消を推進するため、「農家と市民が育てる豊かな農業西東京」をテーマに、地元農産物のイメージキャラクターを作成しています。学校給食における地元農産物の利用については、市立小学校で取り組み、小売店における地元農産物の取り扱いについては、一部の小売店が自主的に取り扱っています。市民アンケートでは、ほぼ半数の人が「近隣地域の農産物を優先して購入している」と回答していますが、優先して購入しない人の過半数が「どれが地元の農産物かわからない」ことを購入しない理由に挙げています。一方、平成 19 年 10 月に市内の農家 50 世帯を対象に実施したアンケート（回答 39 世帯：回答割合 78.0%）では、農産物について「直売所で販売」と回答した農家が 50.0%と最も多く、続いて「自分の家での利用」（35.0%）、「地元のスーパー・商店街への卸売り」（32.5%）、「給食への提供」（22.5%）と回答しています。今後は、市内に 100 箇所以上ある農家が個人経営する直売所の周知やイメージキャラクターを活用した地元農産物の周知について小売店等へ積極的に働きかけていくほか、共同運営の直売所の設置などの取り組みを一層進めていく必要があります。

生ごみや剪定枝を資源として利用する

◇ 環境基本計画策定時の施策の内容

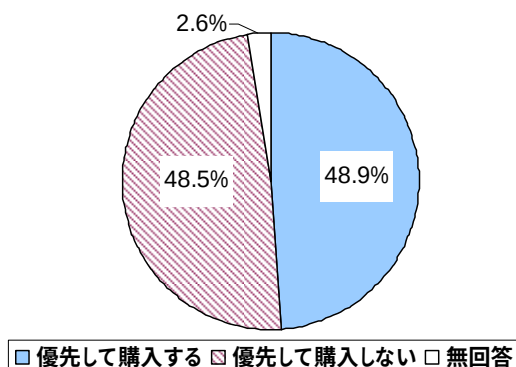
生ごみや剪定枝の資源化（堆肥化）を試行的に進めるとともに、農家による堆肥の需要を確保するための仕組みを検討するため、グリーンプラザひばりが丘南や小学校などにおける生ごみ堆肥化事業の効果や問題点を検証するとともに、地域の住民と協議しながら、生ごみや剪定枝の回収、堆肥化を行うモデル地区を新たに設定し、具体的な取り組み内容を検討します。また、学校給食など、市の事業によって発生する生ごみや剪定枝などの堆肥化を推進します。

◇ 環境基本計画策定後の状況と課題

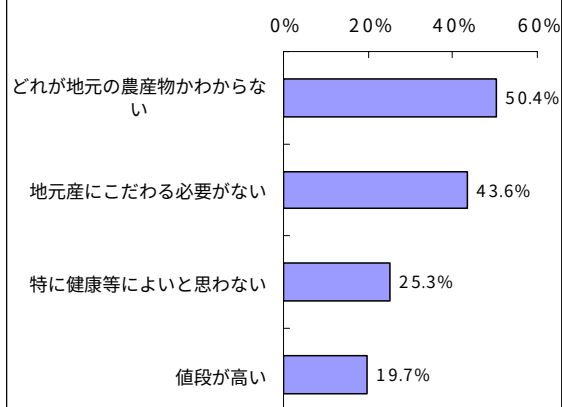
堆肥化事業の効果や問題点については、庁内の検討組織で現在検討を行っています。堆肥化を行うモデル地区については、二つの自治会の協力を得て実施しています。市の事業によって発生する生ごみや剪定枝などについては、小学校 19 校のうち 7 校に生ごみ処理機を設置設置して、堆肥化を推進しています。

堆肥化については、市内で循環する仕組みを現在検討していますが、堆肥化するためのス

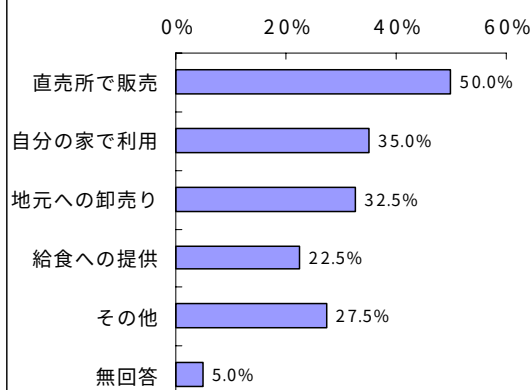
グラフ14-1 近隣地域の農産物の購入



グラフ 14-2 地元農産物を購入しない理由



グラフ 14-3 農産物の利用用途



ペース確保等が困難などの問題点もあるため、今後は、生ごみ・剪定枝ともに、堆肥化以外の処理方法も視野に入れ、資源循環の取り組みの再構築を考えていく必要があります。さらに、地域の農地を保全するためには、大学等と連携した援農ボランティアや都市農業が抱える問題を、市民全体で考える機会を設けるなどの取り組みも検討する必要があります。

(5) 重点5 環境保全活動を推進しよう

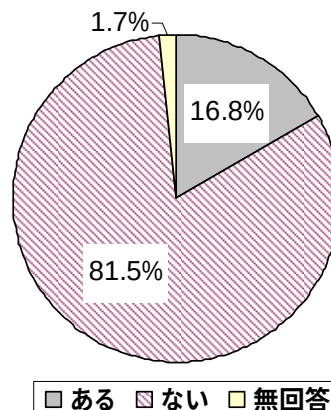
環境マップをつくる

- ◇ 環境基本計画策定時の施策の内容
環境保全の取り組みの共通の基盤となる情報として、川や樹林地、農地などを調査して「環境マップ」を作成します。
- ◇ 環境基本計画策定後の状況と課題
「環境マップ」については、市の NPO 企画提案事業により「緑の散策マップ」が作成され、緑を巡るまち歩きなどに活用されています。しかし、「緑の散策マップ」については、市民アンケートで、8 割の人が「利用したことがない」と回答し、利用したことのない人の半数以上が「知らなかった」ことを理由として挙げています。今後は、みどりだけでなく、環境保全活動を行うために必要な情報を集約した「環境マップ」を作成するとともに、その周知や活用にも努める必要があります。

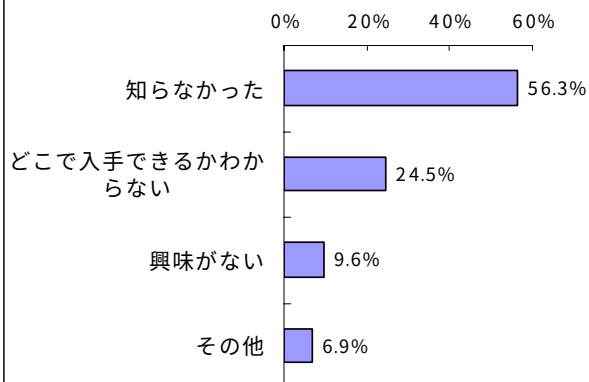
環境情報・環境活動拠点を位置づける

- ◇ 環境基本計画策定時の施策の内容
環境学習拠点として、環境学習・活動センターを設置し、環境情報を整理して発信するなど、環境学習を推進します。
- ◇ 環境基本計画策定後の状況と課題
環境学習・活動センターについては、「エコプラザ西東京」を開設する予定になっています。開設後は、現在検討中の「西東京市環境学習基本方針」を早期に策定し、市民団体が行っている環境学習や環境保全活動との連携や企業の出前講座の活用など、市民や事業者と連携・協働して環境情報の発信や環境学習の推進に取り組む必要があります。また、市の事業やイベントに環境配慮の視点を加えたりするなど、市の事務事業を通じた啓発にも取り組んでいく必要があります。

グラフ15-1 散策マップの利用



グラフ15-2 散策マップを利用しない理由



環境リーダーを育てる

◇ 環境基本計画策定時の施策の内容

「西東京市環境リーダー」を育成し、環境リーダーを中心とした市民の環境保全活動の広がりに結びつけていきます。

◇ 環境基本計画策定後の状況と課題

環境リーダーの育成については、環境分野で活躍する専門家を講師とした「エコリーダー養成講座」を開催しています。また、市の NPO 企画提案事業による「環境サポーター養成講座」も実施されています。今後も、環境リーダーの養成に取り組むとともに、養成したリーダーの活動の場所を広げる取り組みを考えていく必要があります。

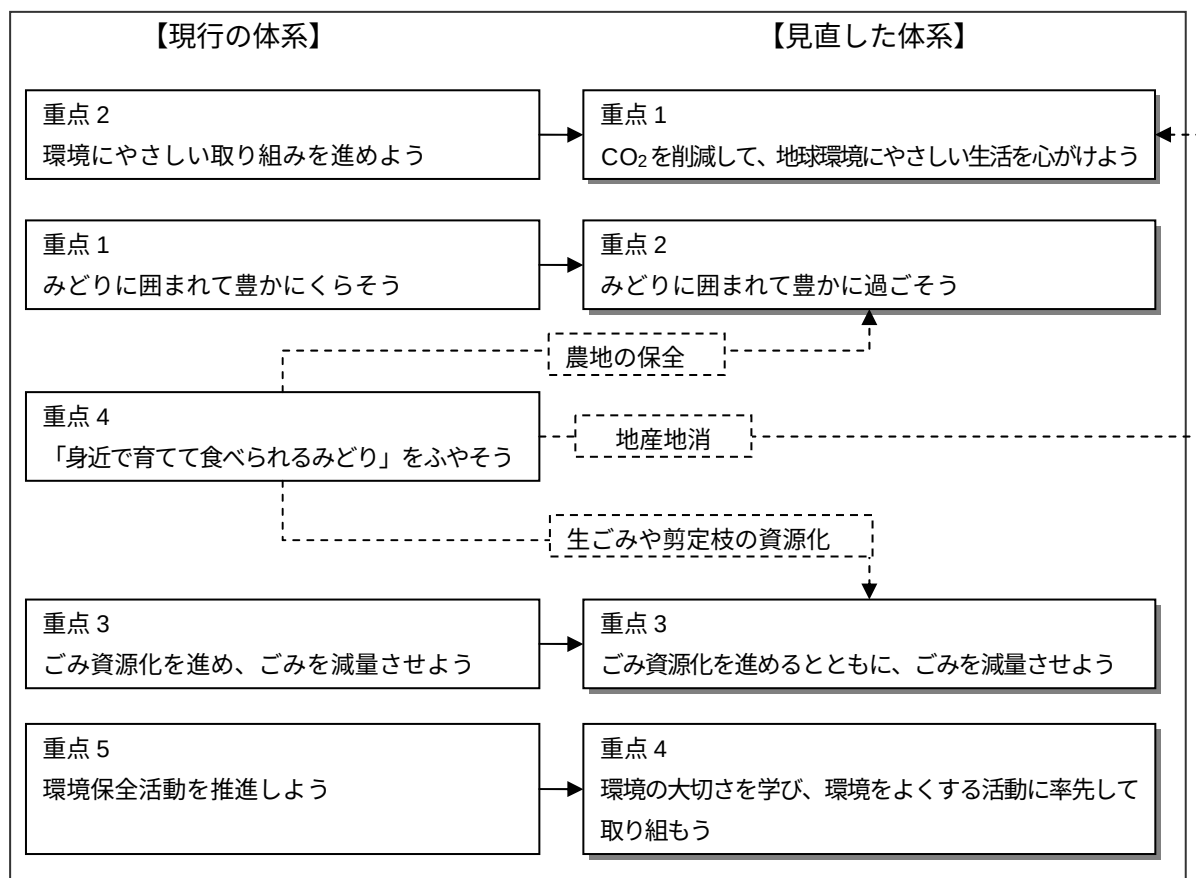
4.2.3 重点プロジェクトの見直しの方向性

環境問題に対する関心は、都市化や車社会の進展による騒音や大気汚染といった公害問題に加え、みどりや水辺の環境保全など、生物種の保存や生活に安らぎを与える空間の保全といった問題にまで広がり、近年は、地球温暖化や森林破壊など、地球的規模の環境問題への関心も高まっています。とくに、地球温暖化は、気候変動による異常気象現象の発生、海面上昇、砂漠化の進行、農作物の生育不良など、自然環境や生態系に影響を与えるきわめて深刻な問題です。

良好な環境を将来世代に引き継ぐため、私たちはこれらの階層的な広がりを見せる地域の環境問題と深刻化する地球環境問題に対して、市民、事業者、市の各主体が協働し、それぞれができることから取り組み、持続可能な社会を構築しなければなりません。そのため、重点プロジェクトの体系と内容を以下のとおり見直す必要があります。

(1) 体系の見直し

重点 4 に掲げている「地元農産物の利用を増やす」については、地域の農地の保全や地球温暖化対策としての地産地消の重要性が高まっているという現状を考慮して、環境基本計画においては、重点 1 の「みどりに囲まれて豊かにくらそう」及び重点 2 の「環境にやさしい取り組みを進めよう」の中で取り組む必要があります。同じく重点 4 に掲げている「生ごみや剪定枝を資源として利用する」については、重点 3 の「ごみ資源化を進め、ごみを減量させよう」の中で取り組むことが望ましいと言えます。そのため、それぞれを重点 1、重点 2、重点 4 に振り分けて取り組みを考える必要があります。また、後期計画期間においては、地球温暖化対策に率先して取り組む必要があることから、重点プロジェクトの並び順についても見直しを行い、さらに、表現についても改める必要があります。現行の体系と見直し後の体系は、以下のとおりです。



(2) 重点プロジェクトの内容の見直し

重点プロジェクトの取り組み状況と課題、社会状況の変化及び市民アンケート結果を踏まえ、以下のとおり見直す必要があります。

重点 1 CO₂ を削減して、地球にやさしい生活を心がけよう

目標：CO₂ 排出量を知り、CO₂ 排出量を削減する。

＜＜目標を達成するために取り組むこと＞＞

- ▶ （仮称）西東京市地球温暖化対策地域推進計画を策定する。

西東京市全体の温室効果ガス削減に向けた計画を策定し、以下の取り組みなどによって温室効果ガスの削減を推進する。

- 電化製品や自動車など、身近な生活から排出される CO₂ 排出量に関する情報の提供
- 環境家計簿、環境マネジメントシステムの啓発と普及促進
- ごみ有料化に伴う歳入の一部基金化と基金を活用した家庭や事業者の再生可能エネルギーの導入を促進するための仕組みづくり
- 市民、事業者の CO₂ 排出削減の取り組みを評価する仕組み・人材育成の検討
- 農産物共同直売所の設置等、地産地消を推進するための関係機関の協力体制づくり
- 姉妹都市と協力した自然体験（環境学習）を兼ねた緑化事業の実施

- ▶ 西東京市地球温暖化対策実行計画を着実に推進する。

西東京市地球温暖化対策実行計画の環境配慮行動を着実に実行し、以下の取り組みなどによって、市が率先して事務事業（施設）から排出する CO₂ を削減する。

- 公共施設への再生可能エネルギーの計画的な導入と省エネ改修の推進
- 省エネ車の計画的な導入
- 市が行うあらゆるイベントの環境配慮型への転換

重点２ みどりに囲まれて豊かに過ごそう

目標：身近なみどりを守り育てる。

《目標を達成するために取り組むこと》

▶ みどり豊かな市街地の形成

市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すため、以下の取り組みなどによって、みどり豊かな市街地を形成する。

- 生垣、庭木、壁面・屋上緑化など、景観にも配慮した身近なみどりの確保
- みどりの確保を目的とした、農地を保全するための市民、NPO などの協力体制づくり
- グリーンバンク制度、公園等管理協力会員制度の活用や NPO と連携した市内のみどりの保全
- 東大農場や西原自然公園の環境学習フィールドとしての活用

▶ 個性のある公園づくり

気候緩和の視点も取り入れ、以下の取り組みなどによって、個性のある公園づくりを推進する。

- 廃止される生産緑地を活用した個性のある公園
- 周辺の気温降下や風の通り道を考慮した公園

重点３ ごみ資源化を進めるとともに、ごみを減量させよう

目標：ごみを減量する。

《目標を達成するために取り組むこと》

▶ 家庭ごみの発生抑制と生ごみ類の減量化

ごみの発生そのものの少ない地域社会を目指して、以下の取り組みなどによって家庭ごみの発生量を抑制するとともに、生ごみ類の減量化を推進する。

- 生ごみ堆肥化モデル事業の効果、問題点の検証
- 生ごみ減量化を目的とした家庭で取り組める生ごみの水分除去、乾燥などの処理方法の調査研究と普及啓発
- 剪定枝の資源化方法の調査研究
- ごみ有料化に伴う歳入の一部基金化と基金を活用したごみの減量化・資源化促進策の検討
- 家庭廃食用油の自動車動力源への活用の検討

▶ 容器包装プラスチック類の発生抑制

３Ｒ＊を推進し、以下の取り組みなどによって、容器包装プラスチック類の発生を抑制する。

- レジ袋、トレーなど容器包装プラスチックを削減するための関係機関の協力体制づくり
- 買い物袋を持参し、レジ袋を辞退するマイバック運動の推進

＊３Ｒ：リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（製品・部品の再使用）、リサイクル（資源の再生利用）

重点 4 環境の大切さを学び、環境をよくする活動に率先して取り組もう

目標：環境への理解を深め、環境を保全・改善する活動の担い手を育てる。

《目標を達成するために取り組むこと》

▶ 環境保全活動の担い手の育成

ライフステージや関心・理解の度合いに応じた学習機会の提供など、以下の取り組みなどによって、環境保全活動の推進役や環境保全活動に率先して取り組む人を増やす。

- あらゆる機会と場所を活用した環境学習事業の展開
- 家庭や事業所の自主的な環境保全活動を支援できる人材の育成と人材登録制度の検討
- 企業や市内の大学が実施している環境学習出前講座の活用
- 事業所の公害防止、環境配慮行動を促進するための取り組み

▶ 環境に関する情報の発信・共有

環境学習や環境保全活動に必要な情報や市内の環境保全活動の状況を集積し、以下の取り組みなどによって、情報を市民みんなが共有する。

- 市民により環境マップを作成し、市内の環境等に関する情報の発信・共有
- CO₂排出量を削減するための方法やヒートアイランド対策に関する情報の発信
- 市民や事業者などが取り組んだ環境保全活動の情報提供

4.3 計画の推進・進行管理の見直しの方向性

4.3.1 計画の推進と進行管理のための体制

(1) 推進体制の方向性と状況

◇ 環境基本計画策定時の方向性

中心となる組織として、専門的な立場から環境基本計画の策定、見直し等を行う市長の付属機関として「西東京市環境審議会」を設置するとともに、重点プロジェクトごとに市民・関係機関による推進組織（推進部会）を立ち上げ、重点プロジェクト全体の取組状況を把握するための「推進協議会」の設置にも取組みます。また、行政内部の推進組織として「庁内推進委員会」を設置します。

◇ 環境基本計画策定後の状況

環境審議会については、「環境学習を支え推進するための基本的な考え方について」市長に答申を行うほか、市の環境の現状と環境保全等に関する施策の年次報告書として位置づけて毎年作成している「西東京市環境白書」により、市全体の取り組みの評価を行っています。

推進協議会については、現在設置されていませんが、推進組織については、前期計画の重点プロジェクト 2 及び 5 を推進するため環境保全活動等推進員を設置し、「環境フェスティバル」「地球温暖化シンポジウム」の開催や市立小学校における「みどりのカーテン」等、重点プロジェクトの推進に取り組んでいます。また、前期計画の重点プロジェクト 1 及び 3 については、公園管理協力員やごみ減量推進員を活用して推進しています。

庁内推進委員会については、環境基本計画について検討し、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、課長職で構成する「西東京市環境基本計画策定職員プロジェクトチーム」を設置しています。

(2) 見直しの方向性

◆ 環境審議会

現行のまま、専門的な立場から環境基本計画の策定、見直し等を行う市長の付属機関として位置づけます。また、市の環境の現状と環境保全等に関する施策の年次報告書として位置づけられる「西東京市環境白書」により、環境保全の取り組みを評価します。

◆ 推進組織、推進協議会

エコプラザ西東京の開設に当たり、施設の運営や環境学習事業を推進する組織が設置される予定です。そのため、現在活用している推進組織と新たに設置する推進組織を、見直した重点プロジェクトごとに位置づけ、各推進組織がそれぞれの重点プロジェクトに専念し着実に推進する必要があります。推進協議会については、重点プロジェクト全体の進捗状況を一元的に把握・管理し、各推進組織の連携を深めるためにも、各推進組織の代表等で構成される推進協議会の設置について今後検討を進め、早期に設置する必要があります。

重点プロジェクト		推進組織
重点 1	CO ₂ を削減して、地球にやさしい生活を心がけよう	環境保全活動等推進員
重点 2	みどりに囲まれて豊かに過ごそう	公園等管理協力会員
重点 3	ごみ資源化を進めるとともに、ごみを減量させよう	ごみ減量推進員
重点 4	環境の大切さを学び、環境をよくする活動に率先して取り組もう	新たに設置

◆ 庁内推進委員会

階層的に広がりを見せる地域の環境問題と深刻化する地球環境問題に優先的に取り組むため、環境に係る施策を調整し、積極的に推進するとともに、計画の進捗状況を把握し、評価・点検した上で、その後の方向性を検討する組織として部長職で構成する庁内推進委員会を設置する必要があります。設置に当たっては、地域全体の環境保全施策と庁内の環境配慮行動を一体的に管理できる仕組みを検討する必要があります。

4.3.2 進行管理の手法

(1) 進行管理手法の方向性と状況

◇ 環境基本計画策定時の方向性

市民や事業者の取り組みに関しては、推進協議会が中心となって、進捗状況の把握と点検・評価を行います。市の施策に関しては、環境マネジメントシステムにより、取り組みの実効性を確保します。

また、点検・評価に必要な目標・指標を用いるとともに、取り組み状況を点検・評価した「西東京市環境白書」を毎年作成・公表して意見を募集するなど、幅広い市民の参加を得ながら、計画の進行管理を進めます。

◇ 環境基本計画策定後の状況

市民や事業者の取り組みに関して進捗状況の把握と点検・評価を行う推進協議会は、設置されていません。市の施策に関しては、平成 15 年に認証を取得した ISO14001 による環境マネジメントシステムによって進行管理を行っています。

また、可能な限り目標・指標を用い、環境審議会が取り組み状況を点検・評価した「環境白書」を毎年作成し、公表して意見の募集を行っています。

(2) 見直しの方向性

推進協議会を早期に設置し、位置づけ及び構成を見直した庁内推進委員会と連携して、PDCA サイクルにより進捗状況の把握と点検・評価に努める必要があります。また、毎年作成し公表する「環境白書」については、目標・指標、図や写真なども活用するほか、取り組みに対する評価コメントを記載するなど、よりわかりやすい内容に見直す必要があります。